

## 瓦木中学校教育環境整備事業校舎改築推進委員会（第1回）議事録

■日時 平成31年（2019年）3月18日（月） 16時～17時30分

■会場 瓦木中学校 会議室

- 議題
- 1 総論・概要
  - 2 委員の紹介
  - 3 委員長・副委員長の選出
  - 4 課題・前提条件
  - 5 配置計画（案）
  - 6 今後の予定

### ■議事

#### 1 総論・概要

##### <説明内容>

- ・本市の学校施設の状況は、昭和に建設された築30年以上の施設が全体の7割弱を占め、また、2割は築50年以上が経過している。
- ・今後一斉に改築、改修時期を迎えることから、財政負担を平準化しながら対処していかなければならない。
- ・50～60年周期で改築を行う従来の方法では施設維持が困難で、原則80年間使用することを本市学校施設長寿命化計画においてまとめた。
- ・瓦木中学校についても原則80年間既存施設を使用しなければならないが、生徒数の増加に伴う教室不足、バリアフリー化ができていない等の課題がある。
- ・そこで、瓦木中学校は長寿命化の考え方で校舎の延命も図るが、改修では対応できない部分については、改築を行う。

#### 2 委員の紹介

#### 3 委員長・副委員長の選出

#### 4 課題・前提条件

##### <説明内容>

- ・スケジュールについて、平成31年度に基本計画を策定、2020年度～2021年度にかけて設計、2021年度～2022年度にかけてアスベストの撤去、2022年度に仮設校舎設置、2024年度頃に新校舎が竣工、2025年度頃に運動場等を整備し、事業完了となる見込み。また、2021年度～2024年度に既存校舎の改修も行う。
- ・瓦木中学校の主要な校舎である第1棟、第2棟、第3棟、第4棟にアスベスト建材が使用されている。
- ・法令では建て替えの面積が既存面積の半分以上のとき、建て替えない校舎のアスベストも撤去しなければならないが、今回の改築でアスベストは全て除去する。
- ・通常学級26学級に対応できる施設規模とする。
- ・改築は2期に分けて実施し、今回は普通教室が入っている第3棟とバリアフリー化できていない第2棟を改築対象とする。

- ・2期目の改築は20年後に実施予定とし、第1棟と体育館を改築対象とする。20年後に建物の状態を調査し、まだ使用できるということになれば2期目の改築時期はさらに後年になる。

#### <質疑応答>

委員：建て替え計画は既存校舎ありきで考えるのではなく、ゼロから全体構想を考えるべきではないか。何のために既存校舎を残すのか。

事務局：80年は学校施設を使用しなければ、財政的に回らない。

委員：瓦木中学校の改築も以前から予定されていたはずで、改築は順番に実施していたはずだが、なぜ財政的に回らないのか。

事務局：第5次総合計画策定にあたり、税収が伸びていかない前提で公共施設の改築・修繕に今後10年間でどの程度費用を充てられるのか試算したところ、全面改築では予算が足りないということが判明した。

また、市内の児童生徒数は減少傾向にあり、今、全面改築を行えば数年後には空き教室が生じる。一部だけの改築とし、残りは、将来のその時点に見合った規模で改築すれば、施設の造りすぎを防げる。

委員：体育館の改築時期は20年後とのことだが、現在の体育館は狭い。

事務局：体育館が狭い学校はいくつかあるが、体育館をメインで改築を進めていくだけの事業費を確保することが困難。まずは、子供たちが長く過ごす場所の環境整備を優先したい。

委員：体育館の改修はしないのか。

事務局：瓦木中学校の体育館は、他の学校では実施できていない改修を既に実施しており、既に改修済みと考えている。

委員：今後10年間の瓦木中に充てられる予算はいくらか。

事務局：税収も変動するので概算だが、30～40億円程度。

委員：仮設校舎は1棟だけか。

事務局：3階建て1棟を設置する予定。

委員：既存校舎はどのような改修を行うのか。

事務局：これまでにいただいた要望を踏まえ、トイレと空調の改修を行いたい。トイレは、乾式トイレとし、洋式化を図りたい。

委員：第4棟1階と管理棟1階のトイレがバリアフリー化できていないが、解消されるのか。

事務局：トイレのバリアフリー化も検討したい。

委員：既存校舎の照明はLED化されるのか。

事務局：LED化改修は費用を要する。トイレ改修、空調改修を優先させたい。

委員：新校舎の照明はLEDになるのか。

事務局：新校舎の照明はLEDを計画している。

## 5 配置計画（案）

#### <説明内容>

- ・今回の改築では、20年後に体育館を改築する際の配置を十分に考慮し、スペースを確保しておく必要がある。
- ・体育館の仮設はないので、別の場所に新しい体育館を建設する必要がある。新しい体育館を建

設している間は既存の体育館を使用し、新しい体育館が完成してから既存の体育館を解体することになる。

- ・体育館の配置場所として、中央の第1校舎がある場所、東側の既存体育館と格技室の間が考えられる。
- ・体育館を中央に配置する場合（A案）、今回建設する新校舎はL字型の配置となる。
- ・体育館を東に配置する場合（B案）、今回建設する新校舎は回廊型の配置となる。
- ・A案は東西に長い校舎形状となるため、すべての普通教室を南面に配置できる。また、廊下をコンパクトに収めることができ、一部4階部分はあるものの3階までに収めることができる。さらに、将来体育館を改築する際、十分なスペースが確保できる。
- ・B案は回廊型のためより多くの廊下が必要となり、4階建てとなり、将来体育館を改築する際スペースも狭い。
- ・工事期間中はいずれの案も運動場に仮設校舎を設置する必要がある、運動場面積が現状の7割程度になる。

#### <質疑応答>

委員：A案とB案でコストの違いはあるか。

事務局：B案はA案より階層が一層多いため工期が長く、また、廊下が多いため施工面積も大きく、B案の方がコストはかかると考えている。

委員：A案について、3階建て部分を4階建てにし、子供の活動場所を増やすことは可能か。

事務局：法令上は可能だが、近隣住宅への影響も考慮する必要がある。法令上問題が無くても反対される方がいらっしゃれば難航することもあるので、近隣住宅への影響と学校運営を考えながら、総合的に判断しなければならない。

委員：A案について、西側の一部が4階になっているが、東側を4階にした方が近隣住宅への影響を小さくできるのではないか。なぜ西側を4階にしたのか。

事務局：エレベーターと階段は必ず4階まで立ち上げる必要がある。東側を4階とした場合は、管理諸室からの動線が長くなる。動線をコンパクトにまとめ、第4棟からもアクセスしやすい場所にエレベーターと階段を設けたいと考えたため、西側が4階とした。近隣住宅への配慮から4階部分の位置を変更することもあり得る。

委員：A案について4階建てにすれば、第1棟の諸室も取り込めるのではないか。第1棟を解体し、仮設校舎の建設用地とすれば、工事期間中の運動場を少しでも確保できるのではないか。

事務局：4階建てにしても、第1棟の諸室を取り込めるほどの面積は確保できない。また、仮設校舎を建設するよりも前に校舎を解体してしまうと教室が使えなくなるので、第1棟の場所に仮設校舎を建設することはできない。また、第1棟も解体する場合は仮設校舎の規模を大きくしなければならず、運動場がより狭くなる。

## 6 今後の予定

- ・次回の推進委員会は2019年5月21日（火）16時に開催。